

国民年金 Q&A

Q.基礎年金番号通知書や年金手帳を紛失したときは、再交付できますか？

A.基礎年金番号通知書は再交付することができます。帯広市役所で手続きをした場合、通知書がお手元に届くまで1か月ほどお時間がかかります。お急ぎの場合は帯広年金事務所へお問い合わせください。

年金手帳については、令和4年4月1日から新規発行や再交付が廃止され、年金手帳に替わり基礎年金番号が確認できる書類として「基礎年金番号通知書」が交付されることになりました。年金手帳を新たに再交付することはできませんので、基礎年金番号通知書の再交付手続きを行ってください。

Q.国民年金加入の手続きと保険料の免除申請を同時に行ったのに、納付書が届きました。申請が却下されたということですか？

A.定額保険料の納付書は、加入手続きをしてから審査結果にかかわらず、1か月ほどで日本年金機構より送付されます。免除申請（納付猶予・学生納付特例を含む）の審査には1～2か月ほど時間がかかりますので、審査の結果が出るまで、もう少々お待ちください。日本年金機構から結果通知が届くまでは納付書を保管しておいてください。

Q.保険料を納めなかった期間がありますが、今から納めることはできますか？

A.国民年金保険料は納付期限から2年以内であれば納めることができます。お手元に納付書がないときは再発行できます。詳細は帯広年金事務所へお問い合わせください。

Q.月の途中で入社したときや退職したとき、国民年金の保険料はどのようにになりますか？

A.月の途中で入社した場合は、入社した日に国民年金の被保険者資格を喪失し、厚生年金の被保険者資格を取得することとなります。保険料は月単位で計算しますので、国民年金保険料は、厚生年金の資格を取得した月の前月分まで納める必要があります。

月の途中で退職した場合は、退職した日の翌日に厚生年金の被保険者資格を喪失し、国民年金の被保険者資格を取得します。国民年金の資格を取得した月分から、国民年金保険料を納める必要があります。

手続きに必要なもの

個人番号（マイナンバー）で届出・申請をする場合は、個人番号確認と本人確認を行うため、次のものを持参してください。

【本人が来る場合】

- ・個人番号カード
※個人番号カードがない場合は以下の書類
- ・個人番号を確認できる書類
▷通知カードなど
- ・本人確認書類
▷運転免許証、パスポートなど
（顔写真付であれば1点、健康保険証や年金手帳など顔写真なしであれば2点）
- ・年金手帳または基礎年金番号通知書
※口座振替で納付・口座振替を辞退する場合、
口座お届け印・預金通帳

【代理人が来る場合】

- ・代理人の本人確認書類
▷運転免許証、パスポートなど
（顔写真付であれば1点、健康保険証や年金手帳など顔写真なしであれば2点）
- ・本人の個人番号を確認できる書類
▷個人番号カード、通知カードなど
- ・委任状
- ・本人の年金手帳または基礎年金番号通知書
※口座振替で納付・口座振替を辞退する場合、
口座お届け印・預金通帳